

大和市告示第60号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱

（大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部改正）

第1条 大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「乗じて」の次に「（別記第1号キからケまで並びに同記第3号ス及びセにあつては、減じて）」を加える。

別記第1号ア中「介護予防訪問型サービス費（Ⅰ）」を「1週当たりの標準的なサービス利用回数として定めた回数（以下「標準的な回数」という。）が1回程度の場合」に改め、同号イ中「介護予防訪問型サービス費（Ⅱ）」を「標準的な回数が2回程度の場合」に改め、同号ウ中「介護予防訪問型サービス費（Ⅲ）」を「標準的な回数が2回を超える程度の場合」に改め、同号中クをシとし、キをサとし、同号カ(ア)中「オ」を「ケ」に改め、同号カをコとし、同号オの次に次のように加える。

カ 口腔連携強化加算 50単位

キ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位（アからウまでにおいて、指定事業者が当該月に算定した合計単位をいう。ク及びケにおいて同じ。）に100分の1を乗じて得た単位

ク 業務継続計画未策定減算 所定単位に100分の1を乗じて得た単位

ケ 同一建物減算

(ア) 事業所と同一の建物（以下この号において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は事業所における1月当

たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に
居住する利用者 所定単位に100分の10を乗じて得た単位

(イ) 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に
居住する利用者 1回につき所定単位数に100分の15を乗じて得た単位

別記第2号ア中「訪問型サービスA費（Ⅰ）」を「標準的な回数が1回程度の場合」に改め、
同号イ中「訪問型サービスA費（Ⅱ）」を「標準的な回数が2回程度の場合」に改め、同号ウ
中「訪問型サービスA費（Ⅲ）」を「標準的な回数が2回を超える程度の場合」に改め、同号
中クをケとし、キをクとし、同号カ(ア)中「オ」を「カ」に改め、同号カをキとし、同号オの次
に次のように加える。

カ 口腔連携強化加算 50単位

別記第3号ア及びイを次のように改める。

ア 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 1,798単位

イ 対象者が要支援2のとき 3,621単位

別記第3号エを削り、同号中オをエとし、カをオとし、キをカとし、同号ク及びケを次のよ
うに改め、同号中クをキとし、ケをクとする。

ク 口腔機能向上加算

ケ 一体的サービス提供加算 480単位

別記第3号コを削り、同号中サをケとし、シをコとし、スをサとし、セをシとし、同号に次
のように加える。

ス 同一建物減算

(ア) アに定める単位で算定している場合 376単位

(イ) イに定める単位で算定している場合 752単位

セ 送迎減算

(ア) アに定める単位で算定している場合 1月につき376単位を限度として片道につき
47単位

(イ) イに定める単位で算定している場合 1月につき752単位を限度として片道につき
47単位

別記第3号ソ(ア)中「ケ」を「セ」に改める。

(大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部改正)

第2条 大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱（平成29年大和
市告示第75号）の一部を次のように改正する。

別表介護予防ケアマネジメントの項中「438単位」を「442単位」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。